

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人 まほろば福社会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知のための研修会を年に1回以上行う。

< 取組内容 >

令和4年9月～制度に関する要点をまとめたパンフレット等を作成し、研修会を実施する。

目標2：労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とする。

< 取組内容 >

令和4年8月～年次有給休暇の取得促進のためのチラシを作成し、掲示等により周知する。